平成２２年（フ）第２２５号
群馬県太田市台之郷町1172番地１　パディ・ヴィレッジ202号、申立時の住所群馬県太田市新田上田中町677番地11
破産者　川田　幸子（旧姓金子）
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第６６５号
川崎市宮前区野川1424番地23
破産者　坂本　妙子
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１８号
静岡県焼津市駅北３丁目７番１号、前住所静岡県焼津市駅北３丁目４番８号焼津セントラルホテル内
破産者　藁科　　豊
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１７号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1381番地の１、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市南区古川町158番地　ナイスアーバン浜松東404
破産者　平野　　実
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２１２号
愛知県半田市中町３丁目81番地の４
破産者　池場　　進
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２７２号
名古屋市南区忠次２丁目４番28号　新豊田荘１棟105号
破産者　杉山　和裕
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２９０号
名古屋市千種区宮の腰町２番２―108号市営宮ノ腰荘
破産者　梅田　邦雄
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６６３号
愛知県春日井市藤山台２丁目２番地３　203号棟204号室
破産者　土屋ゑみ子
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８６６８号
京都府宇治市菟道17番地　悠明館406号、開始決定時大阪府豊中市緑丘３丁目19番17号
破産者　中納　康博
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１７号
京都府宇治市菟道17番地　悠明館406館、開始決定時大阪府豊中市緑丘３丁目19番17号
破産者　中納　君子
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０１４号
大阪府柏原市大県３丁目８番19―218号、開始決定時の住所大阪府八尾市垣内５丁目49番地の４
破産者　山中　　章
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００２２号
大阪府豊中市浜３丁目21番43号
破産者　村井　晴郎
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２５０号
大阪府東大阪市楠根３丁目13番12号、前住所大阪府東大阪市中新開１丁目６番12号
破産者　大川　哲史
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９８号
堺市美原区阿弥467番地13
破産者　飛永　信雄
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６６９号
大阪市都島区都島南通２丁目１―４グリーンハイツ４号棟211、開始決定時の住所大阪市都島区中野町２丁目４番２号
破産者　古川　貴司
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７０７号
大阪市住吉区長居東１丁目７番15号　ブロードウェイ１番館　105号
破産者　新大阪コスモスこと　前田　良伸
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０３６号
大阪府東大阪市善根寺町４―４―13、開始決定時住所大阪府大東市中垣内７丁目４番24号
破産者　中村　昌義
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０３７号
大阪府東大阪市善根寺町４―４―13、開始決定時住所大阪府大東市中垣内７丁目４番24号
破産者　中村　照子
１　決定年月日　平成23年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部